

## ウェブアイユーザー会会則

(名称・所在地)

第1条 本会はウェブアイユーザー会と称し、事務局を東京都江東区有明 3-1-22 に置く。

(目的)

第2条 本会は、プロジェクト管理システム開発メーカーである株式会社ウェブアイとの勉強会・活発な議論の場を通じ、メーカーとともにユーザーの投資対効果を高める製品作りに参画するとともに、会員相互のプロジェクト管理技術の向上を図る。

(活動の本拠地および会期)

第3条 本会は株式会社ウェブアイ本社（東京）を活動の本拠地とし、毎年4月1日～3月31日を会期とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 年1回の総会
2. ユーザー事例の発表・製品別・業種別研究会
3. 株式会社ウェブアイとの新製品構想・開発計画等に関する意見交換
4. 親睦会
5. その他前条の目的を達成するために必要な活動。

(会員の権利と義務)

第5条 会員はウェブアイユーザー会の活動に自由に参加できる権利を有し、会費を納入する義務を有します。

(入会の資格)

第6条 ウェブアイ製品ユーザー・プロジェクト管理システム有識者・株式会社ウェブアイ社員その他、本会の目的に賛同し活動できる者としてします。

(代表者とその権限)

第7条 代表者はウェブアイユーザー会を代表し、会務を統括します。

(役員・会計監査)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名  
会長は本会の代表者が務める。
2. 副会長 1名  
副会長は会務において会長を補佐する。
3. 会計 1名  
会計は本会の会計を務める。

4. 会計監査 1名

会計監査は本会の会計監査を務める。

(役員・会計監査の選出と任期)

第9条 役員は、会員の中からの互選により、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会)

第10条 1. 本会は、年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 活動計画
- (2) 予算・決算
- (3) 規約改正
- (4) その他必要事項

2. 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第12条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

会費は活動ごとに都度決定、調整する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(会計報告)

第14条 本会の会計報告は、毎年3月に行う。

[付 則] この規約は平成20年2月1日より施行する。